

2009年9月30日

被災された受験生の皆様へ

姫路獨協大学
学長 奥村 勝彦
(公印省略)

被災地(災害救助法適用地域並びに激甚災害指定地域)の志願者に対する入学検定料免除、入学金・学費減免について (お知らせ)

この度、災害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

姫路獨協大学では、本学への入学を希望している被災地(災害救助法適用地域並びに激甚災害指定地域)の志願者に対して、その機会をできる限り保証するため、被災の状況により、入学検定料免除、入学金・学費減免の措置を講じることにいたしました。

つきましては、下記に該当する方で、今回の措置を希望する方は、下記の要領により手続をおとりくださいますようお願いいたします。

また、今回の措置についてご不明な点がある場合、下記までお問い合わせください。

記

1. 対象者

2009年4月1日以降に災害救助法適用地域並びに激甚災害指定地域に居住し被災された方で、姫路獨協大学(学部・大学院)の2010年度入学試験志願者(出願後に被災された方を含む)。

【2009年8月19日現在の災害救助法適用地域】

- 2009年7月21日からの大雨による被害地域
【山口県】 防府市、山口市
- 2009年7月24日からの大雨による被害地域
【福岡県】 飯塚市
- 2009年台風第9号による被害地域
【兵庫県】 佐用郡佐用町、宍粟市、朝来市
【岡山県】 美作市

2. 被災の程度による学費等の減免基準

基本的な措置は次のとおりです。なお、入学金及び授業料の減免措置は、当該年度のみ適用します。ただし、施設設備費、委託徴収金(学友会費、同窓会費、学生教育研究災害保険料)については、入学手続納付金として納入してください。

区分	被災状況	検定料	入学金	授業料
1	○家屋の全壊・全焼 ○家計支持者の死亡	全額免除	全額免除	一年間授業料全額免除
2	○家屋の大規模半壊・半焼 ○家屋の半壊 ○家屋の一部損壊 ○床上浸水・土砂の流出入			前期分全額免除

3. 申請方法

下記の申請書類を、出願する入学試験の出願締切日 10 日前までに提出してください。申請書類に基づき審査を行い、審査結果を 1 週間以内にお知らせします。

【必要書類】

①「姫路獨協大学入学試験検定料免除申請書」(様式)

※本学所定の用紙を用い、必要事項を漏れなく記入してください。被害状況については、「り災証明書」の記載内容に従って記入してください。

②「り災証明書」

※倒壊や水害による浸水については被災地の市区町村役場、焼失については被災地の消防署が発行します。

③「戸籍抄本」

※家計支持者が被災により死亡した場合のみ必要です。その旨記載されたものを提出してください。

【申請書送付先】

受験する学部等		送付先		問合せ先
学部	外国語学部 法学部 経済情報学部 医療保健学部 薬学部	姫路獨協大学 入試課	〒670-8524 姫路市上大野 7-2-1	TEL 079-223-6515
大学院	言語教育研究科 法学研究科 経済情報研究科 法科大学院	姫路獨協大学 大学院課	〒670-8524 姫路市上大野 7-2-1	TEL 079-223-9159

4. その他

提出期限内に必要な書類提出が間に合わない場合や申請期限を過ぎてしまった場合については、上記まで電話でお問い合わせください。